

# 第1回学術・教育・研究委員会の会議概要 (学術部会常設委員会)

日 時 平成17年10月11日(火) 13:30~16:30

場 所 日本獣医師会会議室

## 出席者

【委員】 江藤 文夫 宮崎県獣医師会会長(江藤獣医科院長)  
大橋 文人 大阪府獣医師会(大阪府立大学教授)  
金田 義宏 岩手県獣医師会会長  
唐木 英明 東京都獣医師会(日本学術会議会員)  
喜田 宏 北海道獣医師会(全国大学獣医学関係代表者協議会会長・北海道大学教授)  
酒井 健夫 日本獣医師会理事(日本大学教授)  
種池 哲朗 北海道獣医師会(私立獣医科大学協議会会長・酪農学園大学教授)  
局 博一 (東京大学教授)

【本会】 山根 義久(会長)、中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

【欠席】 吉川 泰弘 東京都獣医師会(国公立大学獣医学協議会会長・東京大学教授)

## 議 事

### 1 説明事項

- (1) 職域別部会の運営等
- (2) 委員会の検討テーマ等

### 2 協議・検討事項

- (1) 副委員長の選任
- (2) 獣医学教育改善に関する検討及び要請活動等の経過等
- (3) 委員会における検討の方向等
- (4) その他

## 会議概要

本会古賀次長より開会が宣言され、山根会長、酒井部会長から挨拶があった。

(1) 山根会長からの挨拶の大要は次のとおり。

ア 本年7月から新執行部による体制がスタートした。積極的に諸課題に対応していきたい。

イ 現在、各大学が抱える問題は多いが、次代を担う獣医師を養成する大学のあり方について、より具体的・現実的な議論を進めていただきたい。

- (2) 酒井部会長からの挨拶の大意は次のとおり。
- ア 部会制の中では職域別部会部会長が常設委員会委員長となるため本委員会の委員長を努めることとなった。
  - イ 昨年までの委員会の検討のうえに立ち、さらに獣医学教育の外部評価についての具体的な検討を進めたい。
  - ウ 今後関係団体等との連携を保ちつつ、法人化の中で自助努力が求められている大学が責任を果たせるような仕組みを作っていきたい。

## 1 説明事項

### (1) 職域別部会の運営等

大森専務理事から委員紹介が行われた後、資料に基づき、職域別部会制の役割、委員会の組織上の位置づけ（学術部会の常設委員会としての位置づけ）、運営規程等の説明が行われた。その中で、以下の点が特に示された。

- ア 従来の専門委員会等の役割は会長から諮問を受けて検討・協議し回答するというものだった。これに対し、職域別部会は職域別の事業運営機関として本会の事務事業を推進する立場で積極的に活動し、理事会に対し提言の上、執行に移すことが求められている。
- イ 委員には、各地区からの推薦を受けた者あるいは学識経験者に就任していただいたが、それぞれの立場から発言いただき、本会の運営に協力いただきたい。

### (2) 委員会の検討テーマ等

大森専務理事から資料に基づき以下のテーマが示された。

- ・ 獣医学教育の改善に向けて(獣医学教育の外部評価のあり方の検討)
  - 外部評価の進め方
  - 外部評価の方法
  - 獣医学系大学及び外部評価関係団体・機関等との連携

## 2 協議・検討事項

### (1) 副委員長の選任（協議）

酒井委員長から金田義宏委員を副委員長に推薦することが諮られ、全会一致で選任された。

### (2) 獣医学教育改善に関する検討及び要請活動等の経過等

大森専務理事から、資料に基づきこれまで本会が行った検討及び要請活動の経過等が以下のとおり説明された。

- ア 平成 16 年 4 月 6 日、日本獣医師会長から文部科学大臣あてに、「国立大学法人の中期目標・中期計画」等の策定認可に当たっては、獣医学科については獣医学部への再編統合を基本とすることで対処し、再編統合推進のための助成を

行なうこと、 公立及び私立大学については、単独学部規模への整備について支援を行なうこと等を要請した。

- イ 平成 17 年 5 月、前期委員会の検討報告書「獣医学教育の外部評価のあり方について」が提出され、これを受けて、日本獣医師会長から文部科学省 高等教育局長、農林水産省消費・安全局長、日本学術会議、獣医学系大学関係団体並びに獣医学系大学学長及び学部長あてに同報告書を送付するとともに獣医学教育体制整備充実についての支援、協力を要請した。

### (3) 委員会における検討の方向等

大森専務理事から、資料に基づき、事務局案として本委員会における検討事項等が示され、協議された結果、概ね資料案のとおり今後の検討が進められることとなった。なお、協議においては次の意見交換がされた。

#### ア 外部評価システムの必要性と大学の自覚

- (ア) 現場の教員は真摯に取り組み、日々の教育に苦勞している。獣医学教育の充実・発展のためにシステム作りは急務である。
- (イ) 現場の教員と学長等大学上部組織との間に意識の温度差がある。
- (ウ) 学校教育法に基づく評価、国立大学法人評価は大学、学部としての全体的評価である。獣医学科単独の評価システムを整備すべきである。

#### イ 外部評価のフレームワーク

- (ア) 獣医学教育の評価と質の確保対策としては、 入口評価としての「大学設置基準」と「入学定員の現状維持」、 出口評価としての「獣医師国家試験」、それに、 教育の「システム評価」がある。質の確保のためのシステム評価として自己点検、第三者評価があるが、検討する外部評価は、公平性・客観性の確保とともに評価を受ける大学自身にとってインセンティブのあるものでなければならない。要は大学自身の実行性を何に求めるのか明確にしなければならない。
- (イ) 日本獣医師会にとっての獣医学教育改善の目標は、世界標準に向けての整備である。その一歩として農学系学部長会議の基本方針があり、最終的には再編整備の手段による学部規模への整備である。この目標に向かった整備が図られるように外部評価を運営する必要がある。
- (ウ) 外部評価の仕組みは、二段構えになるのではないか。既に私立獣医科大学協会においては平成 14 年度から大学間の相互評価を開始し、このシステムを発展的に整備するとしている。大変評価に値する。先ず同様の仕組みを国公立大学間においても発足させ、大学間の相互評価のベースに立って、その結果を受けた全体評価を行う役割を、日本獣医師会、日本獣医学会、日本学術会議等の連携した外部評価組織として立ち上げるのが現実的である。

#### ウ 文部科学省との連携

- (ア) 外部評価システムが動くためには、大学自らが評価を受けたいと希望するべきである。本会が大学に対して評価を受けるよう指導できるものではない

ので、やはり文科省に検討会への参加を求め、文科省として前向きに進めていることを示してもらった必要があるのではないか。

- (1) 文科省との連携を保ち、本会が進める外部評価の方向性が文科省の評価の方向性と一致し、文科省が受け入れ得る内容で検討を進めていくことが大切である。
- (ウ) 文科省との緊密な連携のために、次回の委員会からは文科省の担当者にオブザーバーとしての参加を求めている。その中で、我々がすべきことと文科省が対応することの整理ができてくる。

#### エ 今後の検討の進め方

- (ア) 委員の任期は2年であるが、国立大学法人の中期目標における中間評価を控えているので、来年度冒頭には委員会としての中間報告が取りまとめられるように活動すべきである。
- (1) 現在の獣医学教育の課題(特に臨床教育が欧米に比べ遅れている現状等)について、あえて隠すことなく一般に広報を進めるべきではないか。特に国立8大学の意識をもう一度活性化するための積極的な広報が必要である。

#### オ 獣医師国家試験

- (ア) 大学における獣医学教育の質の向上の必要性がなかなか認知されにくい背景として、獣医師国家試験の合格率が毎年80%~85%で一定ということがあるのではないか。獣医学教育に直接携わっていない者には、これだけの合格率があるなら十分との印象が残る。
- (1) 出口評価としての国家試験出題内容をより整備することにより、大学間の競争を促すことで、より大学の教育内容の質の確保を図ることが可能となる。各大学の教育水準に応じてもっと合格率に差が出るような試験の実施が必要ではないか。
- (ウ) 臨床現場で必要とされる、より実践的な技術に係る出題を増やしていくようにすべきではないか。

#### (4) その他

獣医師の需給について今後の動向はどうかとの委員からの質問に対し、大森専務理事から文部科学省「国立大学における獣医学教育に関する協議会」(第6回)の説明資料が配布され、現状認識としては、現在の定員を維持すべく、政策的な配慮が必要であるとの結論が提示された。

#### まとめ

- (1) 酒井委員長から、今後の検討の方向等について次のようにまとめられた。
  - ア 外部評価の枠組み作りについては、実効性(一定の拘束力)が保たれるような形で進めていかなければいけない。このことについては文部科学省の理解を得た上で、指導力を発揮してもらえるようにしていく必要がある。
  - イ 今の獣医学教育のシステムには多くの課題があるということを広くPRすることが必要であり、そのための手段を講じるべきである。

ウ 大学教育の水準と合格率とがリンクするような国家試験のあり方を考えていく必要がある。

(2) 次回委員会は12月21日(水)に行うことが確認された。また、今後は必要に応じて文部科学省および農林水産省の担当官にも委員会への出席を呼びかけることとされ、会議を終了した。